

購入した犬や猫のマイクロチップ情報の登録が必要です

令和4年6月1日に「動物愛護管理法」が施行され、ペットショップなどで6月1日から販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・マイクロチップ情報の登録が義務付けられました。

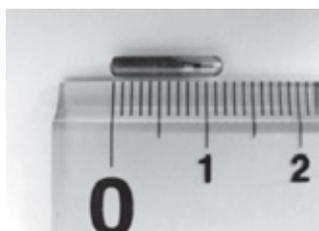


マイクロチップ装着の目的と情報登録の義務化

主な目的として迷子や地震などの災害、盗難や事故などによって、飼い主と離ればなれになっても、保護されたときに身元が確実にわかり、飼い主のもとに戻ってくる可能性が高くなります。

マイクロチップ情報^{*1}が登録された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は「国のデータベースに変更登録」をする必要があります。また、現在飼っている犬や猫、譲り受けた犬や猫にはマイクロチップの装着等が努力義務となっています。

※1 マイクロチップの情報登録では、主にマイクロチップの識別番号、犬猫の情報（名前・品種・性別・毛色など）、飼い主の情報（所有者氏名・住所・連絡先など）が登録されます。



マイクロチップ

マイクロチップ

直径2ミリ、長さ8ミリ～12ミリ 円筒型の電子標識器具 15桁の数字（番号）が記録されており、専用のリーダーで読み取ることができます。一度埋め込むと脱落、消失することがほとんどなく、書き換えもできません。

マイクロチップ埋め込み方法

マイクロチップの装着は必ず動物病院で獣医師が行います。専用のチップ注入器で首の後ろの皮下に埋め込みます。費用など、詳しくはお近くの動物病院にご相談ください。犬は生後2週齢、猫は生後4週齢頃から装着できます。



マイクロチップリーダー
（読み取り機）



マイクロチップ情報登録の手続き

マイクロチップを装着したら、情報登録が必要になります。

登録申込用紙^{*2}に飼い主の氏名や住所、電話番号などを記入し、日本獣医師会（A I P O事務局）へ郵送します。登録が完了しますと、「登録完了通知ハガキ」が届きます。飼い主が変わったとき、引越などで連絡先が変わったときは、必ず連絡をしてください。

令和4年6月1日以降マイクロチップ情報の登録・変更は、オンライン申請の場合300円（紙申請は1,000円）かかります。和寒町の犬の登録は今までどおり必要となります。（登録手数料3,300円）

※2 登録申込用紙はマイクロチップを取り扱っている動物病院にお問い合わせください。

すでに飼い犬・猫にマイクロチップを装着している場合

令和4年6月1日から始まったマイクロチップの情報登録は、国のデータベースに登録するものであり、これまで民間で実施されている情報登録とは異なります。すでに民間事業者^{*3}（5社）でマイクロチップの登録をしている飼い主の方は、国のデータベースにも登録をお願いします。

※3 民間事業者（F a m・J K C・マイクロチップ東海・日本マイクロチップ普及協会・A I P O）